

随意契約によることとした理由

1 業務名

令和4年度中堅職員研修（班別研修）実施業務

2 業務概要

次に掲げる事項についての基本的な知識や心構えを学ぶとともに、それを実践するに当たって必要なノウハウを身に付けることを内容とする研修を実施する。

- (1) 上司の補佐や後輩の指導など当該職員として求められる立場と役割
- (2) 周囲の人や市民などとの信頼関係を築くためのコミュニケーション能力
- (3) 市政の方向性を意識しながら自立的に職務を遂行する能力

3 契約の相手方

- (1) 所在地
東京都品川区南大井六丁目17番7号
- (2) 商号又は名称
アビット株式会社

4 随意契約の根拠規定

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

5 随意契約によることとした理由

本業務委託契約の実施事業者の選定に当たっては、入札金額だけで事業者を選定する一般競争入札ではなく、企画内容、実施体制及び研修講師の能力を評価し、最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用した。

公募型プロポーザルにおいては、5者から企画提案書が提出され、「広島市職員研修業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、アビット株式会社の企画提案内容が最も高い得点であったことから、同社を受託候補者として特定した。

以上の次第であるから、本件については、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約によることとした。